

(令和6年度)

「桑名市くらしいきいき教室事業委託」
指定更新審査実施要領

令和6年4月

三重県桑名市

「桑名市くらしいきいき教室事業」 指定更新及び委託審査実施要領

1. 業務名 桑名市くらしいきいき教室事業

2. 目的

桑名市くらしいきいき教室事業は、桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱(平成27年桑名市告示第150号)(以下「実施要綱」という。)及び桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱(平成27年桑名市告示第157号)(以下「支給要綱」という。)の規定に基づき、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者(以下「高齢者」という。)に対し、リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が行う通いサービスにおける機能回復訓練等と、訪問による生活環境調整等を組み合わせることにより、日常生活における「活動」や「参加」を促進し、生活機能の向上を目指す事業である。

この事業において専門的なサービスを短期集中で提供する、実施要綱に規定するくらしいきいき教室(通所型サービスC)及び支給要綱に規定する介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の支給対象となる事業(以下、「くらしいきいき教室」という。)を実施する事業者(以下、「受注者」という。)の指定更新及び委託について審査(以下「指定更新審査」という。)を行う。

3. 指定有効期間

原則、令和6年7月1日から令和9年6月30日までとするが、指定更新審査の結果によっては短縮する場合がある。

4. 実施業務の概要等

(1)利用者について

くらしいきいき教室の利用者(以下、「利用者」という。)は、当市に住所を有し、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要支援1又は要支援2の認定者若しくは基本チェックリスト該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき必要と認められた者のほか、介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の対象者とする。

(2)業務内容

① くらしいきいき教室のサービス提供期間は、一人につき12箇月中において、原則3箇月、最大6箇月以内かつ、同サービスの再利用については原則として6箇月以上の期間をあけることとする。受注者は、利用者に原則週2回(少なくとも週1回)以上の送迎を伴う通所型サービスを提供するとともに、月1回以上の訪問による支援を一体的に提供することにより、利用者が生活機能の向上を図るこ

とに努めるものとする。ただし、通所に係る送迎に関しては、通所系の居宅サービスの指定を受けた事業所に委託することができる。

- ② 受注者のリハビリテーション専門職は、利用者の居宅等を訪問し、利用者に対する身体状況等を評価し、生活機能向上につながるような視点をもってアセスメントを行う。アセスメントの様式については特に指定しない。
- ③ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、サービス提供計画を作成するとき、担当介護支援専門員が作成する介護予防サービス計画書（介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画（桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成27年桑名市告示第151号）の規定より作成されるケアプランを含む。）。以下同じ）に示されている目標に沿って、利用者が原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標及び1箇月ごとの援助内容を設定するものとする。
- ④ 担当介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画書に基づき、通所・訪問それぞれの計画を作成する。それぞれの計画は、原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標に向けて、一体的に実施されるよう作成すること。
- ⑤ 受注者は、サービス提供を開始する前に、利用者に対し、④で作成した計画の内容と、原則3箇月、最大6箇月で達成可能な目標、1箇月ごとの援助内容の他、くらしいき教室に関する情報について十分に説明すること。
- ⑥ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画に基づき、それぞれの利用者の状態像に応じて生活機能の向上を図るサービスを提供すること。
- ⑦ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、計画実施上の問題点があれば、利用者を担当する介護支援専門員及び担当地域包括支援センターと協議したうえで計画を修正すること。
- ⑧ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、リハビリテーション専門職の参加を得て、利用者の目標の達成度と生活機能についてモニタリングを毎月行い、関係者間で情報を共有すること。
- ⑨ 受注者は、計画終了後、リハビリテーション専門職の参加を得て、事後アセスメントを行い、その結果を利用者及び担当介護支援専門員に報告すること。
- ⑩ 受注者は、運動機能の向上訓練に加えて、可能な限り、利用者の栄養改善を目的とした栄養食事相談や栄養管理及び利用者の口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導や摂食・嚥下機能に関する訓練の指導等を行い、生活機能全体の向上を図ることが望ましい。
- ⑪ 本サービスと同等の内容を市町村特別給付の対象者にも提供するものとする。
- ⑫ 受注者又は受注者から委託を受けた事業者は、利用者の異状及び緊急を要する事象を確認したとき、若しくはそのおそれがあるときは、速やかに適切な対応に努めるとともに、市及び担当介護支援専門員等に連絡を行うこと。

また、必要に応じて、消防署への通報を行わなければならない。

さらに、負傷又は死亡事故、自然災害、サービス提供中に利用者が行方不明になったとき、職員の不祥事、食中毒及び感染症が発生したときは、事故報告書（三

重県様式)を作成し、速やかに市へ報告すること。

なお、その後の事故に対する対応状況及び経過等については、市の指示に従うこと。

5. くらいいき教室の人員基準・設備基準

受注者は、介護保険法に基づく指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定単独型・併設型認知症対応型通所介護の事業とくらいいき教室の事業を一体的に運営するものとする。また、本事業の人員基準・設備基準等において満たすべき基準は、実施要綱第2章に規定のとおりである。ただし、併設する指定居宅サービス又は地域密着型サービスの運営基準を遵守したうえで、当該サービスの提供に支障がない範囲で、当該サービスの提供時間帯に同一の場所を使用してくらいいき教室の提供を行うことは可能であるが、この場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うこと。

また、事業所の敷地内等に隣接する建物等のスペースで実施する場合においても、人員基準及び設備基準は上記基準に準ずるものとする。

なお、リハビリテーション専門職は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士であることが原則であるが、その配置が困難な場合には、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を有する者（はり師、きゅう師については理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練に従事した経験を有する者に限り）、健康運動指導士又は高齢者の特性を熟知したスポーツインストラクターに限り、本件における「リハビリテーション専門職」として認めることとする。

6. サービス単価及び利用者の自己負担について

期間		サービス単価	利用者自己負担
通所型サービスを週1回提供	1箇月から3箇月目まで	29,000円/月	2,900円 (サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月目まで	24,000円/月	2,400円 (サービス単価の1割)
通所型サービスを週2回以上提供	1箇月から3箇月目まで	49,000円/月	4,900円 (サービス単価の1割)
	4箇月から6箇月目まで	44,000円/月	4,400円 (サービス単価の1割)

※1箇月目はサービス単価に1,000円を加算することができる。

※訪問サービスを行わなかった場合は10,000円を減算する。

7. 指定更新審査の理由

指定更新の審査を行うことにより、本サービスを実施する能力がある事業所を総合的に審査し、決定することができる。また、市の求めるサービス水準の維持の確認及び効果的な介護予防の方法が広く考案され、そのことにより高齢者の自立支援が図られると考えられる。

8. 実績の公表

利用者本人の同意を得た上で、本サービスを受ける前後の状態及びサービス終了後の実績等を明確化し、地域に向けて本サービスの取組みについての「見える化」に協力すること。

なお、市が本サービスの実績の提出を求めた時は、速やかに提出すること。

9. 参加資格要件

この指定更新審査に参加しようとする者（指定及び委託を受けた事業者を含む。）は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、くらしいき教室を理解し、円滑にこの業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 令和6年4月1日現在、通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定又は認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている桑名市内の事業者であること。
- (3) 令和6年4月1日現在、くらしいき教室のサービス提供を行っている事業者で、令和3年度、令和4年度、令和5年度のサービス利用の実績が一定数あること。
- (4) 科学的介護情報システム（L I F E）の活用が可能な環境であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (9) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

10. 審査の事務手続き

○事業スケジュール及び事務手順

内 容	期 限 等
指定更新審査実施の公告 (ホームページ掲載)	4月18日(木)～5月17日(金)
質問の受付期間	4月18日(木)～4月30日(火)
質問に対する回答	5月9日(木)
指定更新審査受付期間	5月13日(月)～5月20日(月)
提出書類の提出期限	5月24日(金)
指定更新審査	6月上旬(予定)
審査結果の通知	6月中旬(予定)
委託契約締結	6月下旬(予定)

なお、委託契約締結後、適宜、説明を行う予定とする。

11. 事務手順の手続き

(1) 指定更新審査実施の公告(ホームページ掲載)

指定更新審査実施要領は、桑名市ホームページに掲載するほか、桑名市保健福祉部介護高齢課窓口でも、令和6年4月18日(木)から配付する。なお、窓口にて配付を受ける際は、事前に連絡をすること。

(2) 本指定更新審査に係る説明会は、開催しない。

(3) 質問の受付

本指定更新審査への申込みの提出に際して質問がある場合には、質問書(様式第6号)を用いて質問内容を簡潔に記載し、FAX又は電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認をすること。直接持参、郵送、電話等による質問は一切受け付けない。質問受付の終了時刻は着信主義とし、受信しているか否かの判断は、市が判断するものとする。

① 受付期限

公告の日から令和6年4月30日(火)午後5時15分まで

② 受付方法

質問書の様式を用いて次のとおり作成すること。

【電子メールの場合】

ア) Microsoft Word で編集できる保存形式とすること。

イ) 送信するメールのタイトルを「質問書(桑名市くらしいきいき事業委託指定更新審査)」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。

ウ) 添付するファイルの容量は2MB以内とすること。2MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

③ 質問の送信先

送信先：桑名市役所 介護高齢課 介護予防支援室

電話番号：0594-24-1489

E-mail：kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

FAX：0594-27-3273

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、原則として質問者のみに書面にて回答し、電話及び口頭での個別対応は行わない。

(5) 指定更新への申込み

指定更新審査の希望者は、次の書類を作成のうえ提出期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、指定更新を受けることができない。

①提出書類

ア) (様式第1号) 指定更新審査申請書…1部

イ) (様式第2号) 申立書…1部

ウ) (様式第4号) ぐらしいき教室についての確認書…1部

エ) (参考資料) 経歴書…1部

オ) 人員体制についての資料 (任意様式可) …1部

カ) 事業所の平面図 (各室面積・事業実施場所を明記) …1部 (変更のある場合のみ提出)

②提出期限

令和6年5月20日 (月) 午後5時15分まで

③提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

④提出方法

直接、上記③へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。

⑤指定更新審査参加の通知

審査については、申請書提出締切り後に全ての申請者に電話連絡をし、参加資格のある事業者については、指定更新審査の詳細等を別途通知する。

(6) 指定更新審査に必要な書類の提出

①提出書類

ア) ぐらしいき教室指定更新理由書…9部 (正本2部・副本7部)

イ) ぐらしいき教室実施マニュアル…9部 (正本2部・副本7部)

ウ) 法人印鑑証明書…1部

エ) 収支計画書、損益計算書、貸借対照表 (最新の決算年度のもの) …1部

②提出期限

令和6年5月24日 (金) 午後5時15分まで

③提出場所

桑名市役所1階 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

④提出方法

直接、上記③へ持参のうえ提出すること。直接持参以外の方法による提出は一切受け付けない。提出期限までに提出のない場合は、指定更新を受けることができない。

(7) 更新審査理由書作成上の留意事項

- ①更新審査理由書の様式は、A4縦長横書き両面印刷、左綴じとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版等にて使用して差し支えない。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- ②使用する言語は日本語（ただし、専門用語は除く）とし、通貨の単位は日本国通貨とする。
- ③審査資料の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮に心掛けること。
- ④「くらしいきいき教室指定更新理由書」及び「くらしいきいき教室実施マニュアル」は、必要に応じてファイリング及びインデックスを付けて製本すること。
- ⑤正本2部については、製本した際には、綴りの表紙と背表紙に事業名として「桑名市くらしいきいき教室」と記載し、「提案事業者名」を併せて記載すること。
- ⑥副本11部については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等を含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

(8) 指定更新審査及び選考

指定更新の審査は、6月上旬に、審査機関が書類審査にて行う。

①審査機関

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」の委員3名及び当市職員3名（予定）が、審査を行い採点する。

②選定方法

ア)「桑名市くらしいきいき教室事業委託審査基準（指定更新）」及びその他提出された書類に基づいて審査機関の委員が採点を行う。

イ)書類審査の各委員の採点を合計し、その点数の7割を最低基準点とする。

ウ)指定更新にあたり、各委員の意見を踏まえて、別途条件を付する場合がある。

(9) 審査結果の通知

結果については、全ての参加者に文書で通知すると共に、後日、桑名市ホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立て等は、一切受け付けない。

(10) 契約手続

指定更新審査は、市の意向に沿ったサービスの提供を実施可能な事業者を審査するものであるため、仕様の内容は、現在提供されているサービス内容を基本とし、受注者と市が協議し、関係法令の規定に基づき契約手続を行う。

(11) 事業者指定

指定更新審査を経て、市と契約を締結した受注者は、くらしいきいき教室の事業者

として「更新申請書」桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱(平成27年桑名市告示第150号)の指定様式を提出後、市が指定を行う。

(12) 決定の取消し

次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消しを行うことがある。

- ①提出書類に虚偽等の内容が含まれていることが判明した場合
- ②委託業務開始日から業務を開始できない場合
- ③市の指導に従わない場合
- ④その他事業執行上、支障が発生した場合

なお、参加申込み時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない場合があり、かつ、決定の取消しに伴い損害が生じた際には、当該受注予定者は市に対し賠償の責めを負うものとする。

1 2. 全般的な注意事項

- (1) 参加者は、指定更新審査申請書(様式第1号)の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 指定更新審査に参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 本指定更新審査に提出された書類に係る修正又は変更及び差替え等は一切認めない。また、理由を問わず返却しないものとする。
- (4) 本指定更新審査に提出された書類等は、桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)に規定する非開示情報に該当する部分を除き、同条例の規定による公文書開示の対象となるが、参加者に無断で本件以外の用途に使用しないものとする。
- (5) 受注者において、一部の業務を他の者に委託する場合には、市の承諾を得なければならない。

問い合わせ先

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

T E L : 0594 - 24 - 1489

F A X : 0594 - 27 - 3273

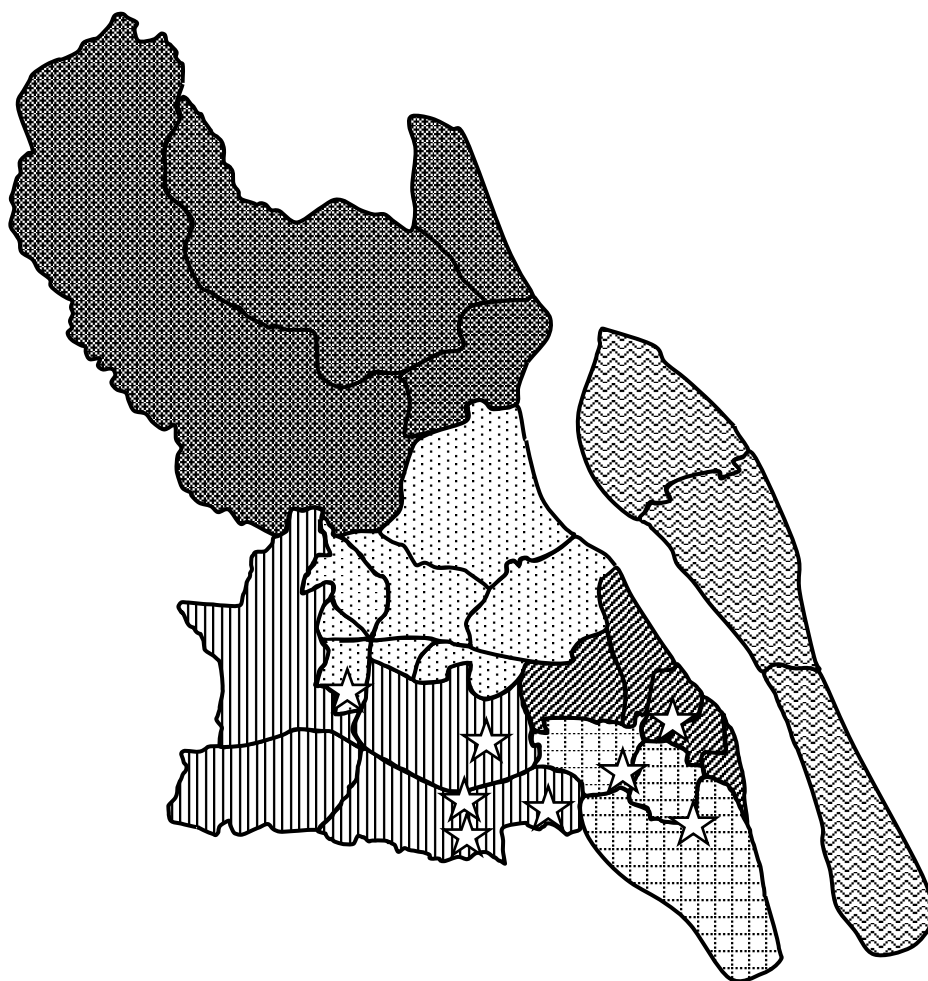
E - m a i l : kaigoyobom@city.kuwana.lg.jp

○桑名市くらしいき教室事業委託審査基準（指定更新）

（配点は委員一人当たりの点数）

評価項目		評価基準	配点
1	専門職及び本事業に携わる職員の考え方及びサービス提供	介護予防サービス対象者に対する「自立支援」の考え方と「くらしいき教室」が提供するサービスに関する考え方 サービス利用に関する合意形成について	10
2	リハビリテーション専門職によるアセスメント及びモニタリングへの関与	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を始めとするリハビリテーション専門職が適切に関与し、アセスメント及びモニタリングに基づいた適切なゴール設定及びそれに向けたサービスの提供が行えているか	10
3	指定更新を行う理由	更新申請を行う理由 「くらしいき教室」のメリット・デメリット	10
4	L I F Eの活用について	科学的介護情報システム（L I F E）の活用が可能な環境である	5
5	運動機能・生活機能向上以外の口腔・栄養等への取組みについての工夫	利用者視点に立った取組や必須となっている内容以外に積極的かつ独自の考えのもとでのどのような取組みを行っているか	10
6	高齢者の社会参加・地域活動について	事業提供者として、高齢者の社会参加・地域活動に積極的な姿勢があるか	10
7	通所・訪問サービスの一貫性	通所サービス及び訪問サービスが一貫したサービスの提供内容となっているかどうか	10
8	桑名市の「地域包括ケア計画」に盛り込まれた他のサービス（健康・ケア教室、地域ケア個別回議会議への出席及び健康ケアアドバイザーの派遣等）への取組み及び協力	当該事業以外の事業への協力による、桑名市の計画の方向性の共有ができているかどうか	10
9	桑名市の介護事業の資質向上について	市内介護事業者の資質向上を牽引するための心構えや取組みが行えている	15
10	「くらしいき教室」の利用実績	くらしいき教室の事業開始からの利用実績	10

【参考】桑名市らしいいきいき教室事業所（令和6年3月末現在）



事業所	所在地
デイサービスセンター いこい	桑名市大字西金井 170 番地
介護予防ジム クオ	桑名市大字大福 214 番地
クオプラス	桑名市大字桑部 3100 番地 1
医療法人 桑名病院	桑名市京橋町 30 番地
デイサービスセンター 木もれび	桑名市大字桑部 2533 番地 3
リハビリ専門デイサービス エバーファイン	桑名市大字西別所 422 番地 1
介護予防デイサービス プラスナビ	桑名市大字江場 599 番地 1
リハビリデイよなはsecond	桑名市星見ヶ丘七丁目 121 番地